

和泉監第 732 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 1 月 16 日に監査委員に提出された和泉市職員措置請求について、同条第 4 項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表します。

平成 27 年 3 月 19 日

和泉市監査委員 露口 六彦
同 杉本 淳

和泉市職員措置請求に係る監査の結果

第 1 和泉市職員措置請求の受付

1 請求人

1 名（省略）

2 和泉市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）及び同補正書の提出 措置請求書の提出は平成 27 年 1 月 16 日である。

補正書の提出は平成 27 年 1 月 29 日である。

3 請求の要旨

（1）経過

市立病院の指定管理者である医療法人徳洲会（以下「徳洲会」という。）は、新病院建設に関し、当初の計画を大きく上回る病院建設の提案を行った。和泉市（以下「市」という。）は慎重に検討した結果これを了とし、これを新病院計画とした。市はこの新病院計画を議会に報告するとともに補正予算を可決し、市民へパブリックコメント等で告知した。

ところが、2ヶ月も経過しない内に徳洲会より計画の見直し（元の計画に戻す）の申出があり、変更の理由に正当性は認められなかったが、病院建設スケジュール等から市は止む無くこの申出を受けて協議に入った。現時点では計画の見直しについて協議中とされているが、見直し提案（実質的に当初計画）にそって見直すことは市の議会答弁などで明らかである。

この一連の経過で、市は不必要な業務を強いられ、市民生活に極めて影響が大きく、市政の重要な施策である新病院計画について、一旦確定し市民に告知したものを数ヶ月で反故にし、元の計画に戻さざるを得なかった事により、市民の市政に対する信頼は大きく毀損された。これらの損害は優に100万円を下回らない。

市はこの損害を徳洲会に賠償請求する権利を有する所、これを行っていない。

（2） 住民監査請求を行う理由

計画の見直しについて徳洲会は、市立病院として安定的に医療を提供出来る適正規模へ見直すとしているが、それらは規模拡大の提案時に検討されてしかるべき事項であり、提案から見直しまで約2ヶ月間にこれを見なおさざるを得ない前提条件の大きな変化はない。徳洲会の内部事情で生じたものと考えられ、医療法人としてのガバナンスに重大な問題があると考えられる。

このような計画の見直しは、市としては寝耳に水の信じられないもので、市に一切瑕疵はなく、これによって生じた市の損害は全て徳洲会が負うべきである。尚新病院に関する市と徳洲会との取り決めは、和泉市立病院管理運営業務に係る仕様書にて、新病院の建設に徳洲会が全面的に協力することを定めており、今回の徳洲会の一連の杜撰な対応は明らかにこれに反するものである。

徳洲会と市は市民病院の指定管理者として信頼関係が不可欠の関係にあ

るが、今回の事態はその信頼関係に重大な疑念を及ぼしたといえる。今回何らの対応も取らず有耶無耶に解決することは、将来病院の収支に重大な懸念が出た場合に、協定書で認められていない支援を求められたり、不採算医療からの撤退等医療水準の切り下げ等不測の事態につながる事も否定できなく、今後大きな禍根を残すことになりかねない（市が足元を見られている状態から抜け出られない）。

市は今回の事態に対し遺憾の意を表するだけでなく、徳洲会に対し確固とした意思表示を行い、このような事態を招く結果となった原因を明らかにすることによって、今後の市と指定管理者の関係をより強く深く出来るものと考え監査請求に及んだ次第である。

(3) 措置請求事項

和泉市長に対し、徳洲会に対し本件損害額に相当する金員の返還請求を怠る事の違法確認等必要な措置を求める。

(4) 措置請求に添付された事実を証する書面

第1号 新病院建設に関する徳洲会協議について（現状報告）

第2号 和泉市立病院 新病院基本構想・計画（案）の要点

4 補正書の提出

本件措置請求書については、地方自治法第242条第1項の条文に記載されているいかなる項目に該当するのか指定がなかったため、補正を求めたところ、平成27年1月29日に請求人より補正書が提出された。補正の請求、補正の内容については以下のとおりである。

補正請求

(1) 本件措置請求において、市の徳洲会に対する請求権を主張されていますが、それは、

ア 違法もしくは不法行為の損害賠償請求権なのか、

イ 債務不履行に基づく損害賠償請求権なのか、

ウ その他の請求権なのか（ウの場合、法令上の根拠も明らかにしてください）。

(2) (1) の回答が

ア ならば、徳洲会の誰によるいつのどのような行為が不法行為に該当し、それにより市にどのような損害が生じたのか、

イ ならば、徳洲会が市に対し何に基づいてどのような債務を負っており、それがどのようなことで債務不履行となり、それにより市にどのような損害が生じたのか、

ウ ならば、問題とされている請求権が発生する原因事実が何であるのか。

(3) 本件措置請求において問題とされている市の財務会計行為は、地方自治法第242条第1項に記載されているもののうちどの類型のものとして主張されているのか。また、そのように主張される原因事実が何であるのか。

補正事項

(1) 徳洲会に対する請求権はアの不法行為ないしイの債務不履行に対する請求権である。

(2) 徳洲会（徳洲会グループ）が自ら提案した計画を反故にした結果、一旦確定し市民にも示した計画を撤回せざるを得ない事態となり、市は不必要な業務を強いられ、市政の信頼性が大きく毀損された。このような徳洲会の杜撰な対応により市に損害を与えた行為は民法第709条不法行為を構成する。

更に和泉市立病院管理運営業務に係る仕様書6（2）に徳洲会が新病院の建設に対し全面的に協力する事を定めており、今回の一連の徳洲会の杜撰な対応は民法第415条債務不履行を構成する。

尚損害は、不要な業務を行った事による人件費の浪費、市政に対する信頼を失墜した事による非財産的損害である。

(3) 徳洲会に対する損害賠償請求権は市の債権であり、これは市の財産であ

るから、この請求権を行使しないことは財産の管理を怠る事実にあたる。原因事実は既に和泉市職員措置請求書（1）経過で述べているとおりである。
（4）措置請求書2頁中段の「地方自治法施行令第242条第1項」を「地方自治法第242条第1項」に訂正する。

5 請求の受理

地方自治法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

徳洲会が、いったん合意した新病院建設計画の見直しを申出たことなど一連の対応が不法行為ないし債務不履行に当たり、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうかを対象とする。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 4 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

なお、請求人陳述の際、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき関係部局職員 4 名が立ち会った。

請求人から以下のとおり新たな証拠の提出があった。

第 3 号 新病院建設に関する考え方と称する書面

第 4 号 徳洲会と市との会議内容を記録した協議メモ

3 監査対象部局の陳述

本件について、市長に対して請求に係る意見書の提出を求めるとともに、新病院計画室を監査対象部局とし、平成 27 年 3 月 4 日に総務部長及び新病院計画室長並びに関係職員から、本件に関する事実及び請求人の主張に対する意見について

陳述を聴取した。

なお、当該席上において、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき請求人が立ち会った。

監査対象部局の説明は以下のとおりであった。

(1) 請求書記載事実の誤りについて

平成 27 年 2 月 13 日付け和泉監第 642 号に添付された和泉市職員措置請求書（以下「請求書」という。）「第 1 経過」に記載された事項について、事実と異なる点を以下のとおり指摘する。

ア 「当初の計画」が存在しないことについて

「指定管理者である徳洲会は、新病院の建設に関し当初の計画を大きく上回る病院建設の提案を行った」（請求書第 1 の 1～2 行目）とする点について、請求人が何をもって「当初の計画」と捉えているかは不明であるが、新病院計画室と指定管理者が新病院建設に関する協議を開始した平成 25 年 11 月以前において、新病院の規模を示す計画は存在しない。

そもそも新病院は、基本協定に基づき市と指定管理者が建設費の 1/2 ずつの負担を行うことになっており、したがって両者が医療現場の意見も取り入れながら十分に協議をして計画案をまとめたものである。協議の過程において市から新病院の想定規模を提示したことはあるが、これはあくまで市としての負担の上限を示したものであり、したがって「当初の計画」と呼べるものは存在せず、市の元々の計画を上回る提案があったとの記載は事実と異なる。

イ 計画の確定が行われていないことについて

(ア) 「和泉市は慎重に検討した結果これを了とし、これを新病院計画とした」

（請求書第 1 の 2～3 行目）とする点について、正確には平成 26 年 8 月に合意に至った内容を「新病院計画（案）」として公表したものであり、平成 26 年 9 月 8 日～10 月 7 日まで当該案をパブリックコメントに付し、その意見を踏まえて計画を策定しようと考えていたもので、その段階でこれを新病院計

画としたという認識は誤りである。

(イ) 「一旦確定し市民に告知したものを数ヶ月で反故にし」(請求書第1の11～12行目)とする点について、パブリックコメントで案を公表したことをもって確定したと捉える点は誤りである。また、平成27年1月29日付け和泉市職員措置請求補正書(以下「補正書」という。)のイに記載された「一旦確定し市民にも示した計画を撤回せざるを得ない事態となり」とする点についても同様に、計画の確定と捉える点は誤りである。

(ウ) パブリックコメントの性格は、計画等の立案過程において、案に対する意見を広く募集し、その内容を踏まえて意思決定するものであるから、上記(ア)、(イ)の点は明白である。

(参考：和泉市パブリックコメント手続実施要綱第2条)

ウ 元の計画に戻すとする点について

「計画の見直し(元の計画に戻す)の申出」(請求書第1の5行目)、「見直し提案(実質的に当初計画)にそって見直す」(同8行目)、「数ヶ月で反故にし、元の計画に戻さざるを得なかった」(同11～12行目)とする点について、元の計画又は当初計画に戻すことにより、市が不必要な業務を強いられたとの認識と考えられる。

この点について、上記パブリックコメントの期間終了直後に、建設単価の高騰等を受け、規模等を見直しする旨の申入れを受けたことは事実であるが、「元の計画」又は「当初計画」というものは存在しないので、これらの記載は正確ではない。事実としては、福祉用途の将来スペースや管理部門等の見直し及び指定管理者の区分所有部分の廃止により、建物規模の設定をやり直したものである。

エ 小括

請求書において経過として記載されている内容は、指定管理者が市の計画を超える規模をあえて自ら提案しながら、確定した後に取り下げたとする請求人

の見解を示すために、上記のとおり事実を一部曲げて記載しているものと認められる。実際の経過は、市の元々の計画というものは存在しないし、確定した計画を反故にした事実もない。

(2) 現在の状況

平成 26 年 9 月～10 月に実施したパブリックコメントでは、延床面積として約 40,000 m²程度の案を公表しており、これに対しては指定管理者が建物の一部を区分所有する点を不安視する意見もあったところである。

平成 26 年 10 月以降の指定管理者との再協議において、病院の規模については変更を認めるものの、医療機能については基本的に変更を認めない方針で協議を行った結果、延床面積を約 28,000 m²程度とし、医療機能は計画案の水準を維持することで合意に至った。

また、変更後の計画については、平成 27 年 2 月 3 日～3 月 2 日にかけて再度パブリックコメントを行っている。

(3) 請求人の主張についての見解

ア 再協議についての認識

平成 26 年 8 月に合意に至った内容（以下「8 月の合意内容」という。）を元に、市がパブリックコメントを行った後に再協議の申し入れがあったことは、遺憾なものと認識している。再協議申し入れの原因は、建設単価の高騰等を受け、また市立病院として安定的に医療を提供できる適正規模への見直しを図る趣旨であるが、より早い段階でこうした申し入れがなされることが望ましいものであった。

しかしながら、一般的に事業実施に当たっての当事者間の協議の途中で、当事者の一方が方針を変更することは当然にあり得ることであり、それに伴い議論や検討に一定の手戻りや遅延等が生じることはやむを得ないものである。今回の指定管理者の行為は、そうしたレベルのものであり、新病院建設に向けた一連の検討作業に包含されるもので、市が不法行為又は債務不履行により損害

を受けたものとは認識していない。

イ 市の損害又は請求権が存在しないことについて

請求書及び補正書において主張されている市の損害又は市から指定管理者に対する請求権については、その存在を否定する。その理由は以下のとおりである。

(ア) 指定管理者が再協議を申し出た時期について、市が案を公表した後であって適切な時期であったとは言えないが、8月の合意内容は契約等で明確に取り交わされたものではなく、市もパブリックコメントを経て意思決定をすることを予定していたことから、両者間での最終的な合意ではないことは明白である。最終的な合意として成立する前であればいつでも変更等ができるというものではないにしても、計画段階での再協議の申入れであり少なくとも市と指定管理者間で取り交わされている基本協定や仕様書に反する行為ではなく、不法行為又は債務不履行が成立するものではない。

(イ) 指定管理者に民法第709条の不法行為があったとする場合には、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したことを立証する必要があるが、指定管理者が再協議を申し入れたことが故意に市の権利利益を侵害する目的で無いことは明白である。

過失により市に損害が発生したとの主張も想定されるが、新病院を市と指定管理者の両者の負担により協力して建設するという事業の性格上、互いに相手方の事情により計画に修正が生じることも一定受忍すべきであって、最終合意前の申入れが過失に当たるとは考えられない。

(ウ) 債務不履行（民法第415条）による損害賠償請求は、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときに生じた損害の賠償を請求するものであるが、この点についても上記アのとおり、最終合意前の申入れは基本協定や仕様書に反する行為ではない。

また、再協議における建物規模変更の主要な内容は、指定管理者が独自に

負担するとしていた部分の廃止であって、この部分は市として必須のものではない。また再協議において指定管理者は、医療機能について変更を認めない市の方針を理解し真摯に対応した。これらのことから、新病院建設に向けた協力が不十分であるとは言えない。

(エ) 再協議に至ったことを原因として市が不要な業務を強いられ、人件費の浪費があったとする点について、新病院の建設は市の事業であり、市が責任をもって実施すべきものであるから、指定管理者との協議は当然に市の事務として必要なものである。

新病院の計画をより良いものとして策定するためには、様々な可能性を検討することが望ましく、約 40,000 m²程度の規模について案を出し合っただ協議・検討したことが無駄であったというものではなかった。

再協議の要因として指定管理者による見込み違いの面があったとしても、より良い病院を目指す過程で生じたものであって、協議の当事者として受忍すべき範囲内のものである。

(オ) パブリックコメントとして公表した案が再協議に至ったことで市の信頼を失墜させたという点については、そのことを示す事実は見当たらず、指定管理者に対し市が賠償請求を行うことに合理性はない。

そもそも、市及び指定管理者の責務は、新病院建設及び日常の病院運営で市民・患者に貢献することで信頼を高めることと認識している。

ウ 住民監査請求を行う理由についての意見

請求人は、請求書の第 2 の部分において、住民監査請求を行う理由を記載しているが、その大筋としては、市が指定管理者に対して賠償請求する姿勢を見せることにより、今後の市と指定管理者との関係性を正常化すべきと主張するものである。

この点については、請求書にある「市が足元を見られている状態」というような認識は全く根拠がないものであり、事実として指定管理者は基本協定にお

いて合意した条件に従い医療の提供、サービス向上に努めている。基本協定においては、例えば備品等の購入時における指定管理者の負担や、収支不足を補填するための指定管理料は支払わないことなどを定め、市と指定管理者の適切な関係性を担保しているものである。

また指定管理者は、送迎バスの充実、救急車の配備、自動精算機・クレジットカード対応、人間ドック実施日の拡充など、市の直営時には実施できなかったサービス向上の取り組みを進め、市が強く要請している救急診療についても、日時を限定した形ではあるが、和泉市医師会員からの紹介患者の原則受入れなど、可能なところから積極的に取り組んでいる。

市として今回の再協議を想定していなかったことは事実であるが、仮にそのことで部分的に信頼関係が損なわれたとしても、継続して協議を行い合意に至る過程で治癒されているものであり、現在、指定管理者の協力のもと設計の発注に向けた手続きを進めている。

また、再協議の結果として病院の規模が変更されたが、両者の負担は基本協定の条件に従っているものであり、市にとって不利益となるような内容ではない。

(4) 今後の方針について

今後においても、新病院建設事業については、指定管理者と協力して進めていく方針であるが、協議が成立した合意事項については、確認文書を取り交わすなど適切に対応してまいりたい。

【参考】

民法 抜粋

(債務不履行による損害賠償)

第 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰

すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

(不法行為による損害賠償)

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

和泉市パブリックコメント手続実施要綱 抜粋

(定義)

第 2 条 この要綱においてパブリックコメント手続とは、市の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を市民等に公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識を考慮して意思決定を行う手続をいう。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

関係書類の調査等により、本件に係る事実については、次のことが認められた。

(1) 関係法令について

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定

(ア) 財産

地方自治法第 237 条第 1 項で財産とは、公有財産、物品、債権及び基金をいい、具体的には、不動産、動産、用益物権、有価証券、金銭債権、不動産信託の受益権などの財産権の対象となるもので、地方公共団体に属するものは原則としてすべて含まれるとされている。

(イ) 債権

債権とは、地方自治法第 240 条第 1 項に規定する金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいい、同条第 4 項で適用を除外された債

権（地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権、預金に係る債権等）も含まれる。

なお、この債権には、地方公共団体が第三者に対して有する不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権なども含まれる。

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定

（ア）損害賠償請求権

損害賠償とは、違法な行為により損害を受けた者に対して、その原因を作った者が、その損害を補填することをいい、損害を受けた者が有する損害の賠償を求めることができる権利を損害賠償請求権という。民法上の損害賠償は債務不履行に基づく損害賠償と不法行為に基づく損害賠償の二つに大きく分けられている。

（イ）不法行為による損害賠償

民法第 709 条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定している。

（ウ）債務不履行による損害賠償

民法第 415 条は、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由により履行をすることができなくなったときも、同様とする」と規定している。

（2）新病院建設費用の負担について

平成 26 年 1 月 30 日締結の「和泉市立病院の管理運営に関する基本協定書」第 30 条において、指定管理者の負担を定めており、「(2) 平成 26 年度以後に市が取得する市立病院の資産の購入等（新病院建設に係る資産の購入及び関連工事等の経費を含む。）に充てるため市が発行した病院事業債に係る毎事業年度の元利償還金相当額に 50% を乗じて得た額」「(3) 「平成 26

年度以後に市が取得する市立病院の資産の購入等（新病院建設に係る資産の購入及び関連工事等の経費を含む。）で、病院事業債をもって充てることができない経費について、市と協議の上定める毎事業年度の年割額に 50% を乗じて得た額」と定められている。

（3）新病院建設に係る徳洲会の協力について

和泉市立病院の管理運營業務に係る仕様書 6. その他市又は管理者が必要と認める業務（2）新病院建設に「平成 30 年開院を目指す新病院建設にあたって、機能面及びコスト面において優れたものとし、かつ事業期間の短縮を図るため、管理者は、グループ病院における病院建設のノウハウを活用し、構想、設計、建設のすべての段階において全面的に協力する。」と記載されている。又、徳洲会は医療機能についての変更を認めない市の方針を理解し、医療の提供、サービスの向上に努めている。

徳洲会におけるサービス向上の取組

- ア 人間ドックの実施日の拡充
- イ 糖尿病診療の充実
- ウ CT装置の更新
- エ クレジットカード対応
- オ 送迎バスの充実
- カ 救急車配備
- キ 自動精算機の導入
- ク 救急患者等の受け入れ態勢の充実

（4）徳洲会との協議について

市と徳洲会とは、平成 25 年 11 月 20 日より新病院建設に係る協議を開始し、平成 26 年 8 月 6 日に徳洲会側から総事業費約 170 億円、市負担約 1/3 程度（徳洲会提案：病院の一部を徳洲会が区分所有、市の医療機器負担分を建築費へ振替）という案が提出され、市として検討したうえで、平成 26

年 8 月 13 日時点の協議内容をパブリックコメントにおいて意見聴取を行うに至った。

協議の中で、市は、「新病院の建設規模について、1 床あたり 85 m²から 90 m²を想定している。」と説明している。

市は、敷地面積（22,000 m²）から想定できる新病院の最大延床面積は、推定約 40,000 m²から 41,000 m²との見解を出している。

しかし、市が負担する上限は 1 床あたりの床面積を 90 m²とし、認可病床 307 床を乗じた 27,630 m²を上回る規模の病院を建設する場合、指定管理者においてその利用を明確化し、費用も徳洲会の負担でお願いしたい旨を伝えている。

また、建設単価について、市の負担上限価格は、30 万円/m²となっている。

(5) パブリックコメントについて

パブリックコメントとは、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続をいい、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴し、その結果を反映させることによって、より良い行政を目指すものであり、市は、徳洲会と合意した新病院計画（案）について平成 26 年 9 月 8 日（月）から平成 26 年 10 月 7 日（火）まで市広報紙及びホームページを通じ市民に対し、パブリックコメントを求め、34 件の意見を受けている。その中には、建物の所有権の一部が徳洲会の名義となること、徳洲会の負担割合が多くなることに不安を持つ意見が見られた。

再協議の後、市は平成 27 年 2 月 3 日（火）から平成 27 年 3 月 2 日（月）まで再度のパブリックコメントを求めている。

(6) 平成 26 年度予算について

市は、平成 26 年 9 月の第 3 回定例会において新病院計画(案)を説明し、同年 9 月 30 日に新病院の基本設計に関する補正予算が可決されているが、

基本設計の発注業務は行っておらず、予算の執行はされていない。

(7) 市と徳洲会との再協議について

平成 26 年 10 月 8 日、徳洲会より、同年 8 月 13 日時点においての新病院計画（案）を再検討したい旨の申し入れがあり、同年 10 月 22 日に再協議の申し入れがあった。

その後、市と徳洲会は協議を継続し、同年 11 月 10 日に新病院の建設規模等の提示があった。市から新病院計画（案）について、市として建設規模が縮小したとしても、医療水準と負担割合についての確保する旨の変更条件を出している。

平成 26 年 11 月 26 日協議内容より、同年 11 月 19 日の協議結果について徳洲会は了解している。協議結果は以下のとおりである。

ア 確認事項

(ア) 建物規模

市負担延床面積上限 27,630 m² (90 m²×307 床。駐車場除く) を超えない。

(イ) 医療機器費用

導入機器の内容については市と協議し決定する。

(ウ) 関連工事費用

費用負担 1/2 (「和泉市立病院の管理運営に関する基本協定書」第 30 条による)

新病院建設に伴い必要となる関連工事、造成工事費用

(エ) 所有権

建物本体並びに医療機器(徳洲会が独自で調達するものは除く)は、市の所有物である。

(オ) 資金調達方法

事業に要する費用については、「和泉市立病院の管理運営に関する基本協定書」第 30 条のとおり、原則病院事業債（建物であれば償還期間 30 年）により充当するため、徳洲会は指定管理期間中（平成 45 年度末まで）毎年度その元利償還金相当の 1/2 を市への納付金として支払う。病院事業債を充当できない経費についても、各事業年度に必要な経費の 1/2 を徳洲会が負担する。

2 本件に係る判断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局の説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

本件請求は、徳洲会は新病院建設に関し、当初の計画を大きく上回る建設計画を市に提案したが、2 ヶ月も経過しないうちに計画の見直し（元の計画に戻す）を申し出た。しかし、市は既に議会への報告及びパブリックコメント等により市民への告知等も済ませており、新病院建設という市の重要な施策であるにもかかわらず、一旦確定し市民にも告知したにものを数ヶ月で反故にするなど、このような杜撰な対応は、市政に対する市民の信頼を大きく毀損する不法行為であり、また、徳洲会が新病院建設計画に全面的に協力するとしている「和泉市立病院管理運營業務に係る仕様書」にも反するもので、これらの損害は 100 万円を下回らない。

市はこの損害を徳洲会に賠償請求する権利を有するところ、これを行っていないとして、「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとしてなされたものと解される。

この点、監査対象部局は、新病院建設計画について「元の計画」又は「当初計画」といったものは存在せず、協議の過程で市から新病院の想定規模を提示したことはあるが、これはあくまで市としての負担の上限を示したものであって「当初計画」と呼べるものではなく、正確には平成 26 年 8 月に合意に至った内容を

「新病院計画(案)」として公表したものである。そして、パブリックコメントに付した後、その意見等を踏まえて計画を策定しようと考えていたものであり、この段階でこれを新病院計画と捉えるのは誤りであり、当事者間での最終的な合意でないことは明らかである。

また、再協議の申し入れは、建設単価の高騰等を受け市立病院として安定的に医療を提供できる適正規模への見直しを図る趣旨でなされたものであり、その変更の主な内容は、徳洲会が独自に負担するとしていた部分の廃止であって、指定管理者との間で取り交わされている基本協定や仕様書に何ら違反するものでもなく、逆に医療機能の変更を認めないという市の方針を真摯に受け止め対応しているものと認識しており、市が、不法行為又は債務不履行により権利利益の侵害を受けたとは認識していない旨説明する。

今回の経緯を推認すると、徳洲会が市の負担の上限を超える新病院建設計画の提案を言い出したとされることは、協議の当初の段階で新病院の将来、又、病院機能の進歩等を見越し、一番大きな形で夢のあるものとして延床面積40,000 m²規模の大規模病院を目指したいという現場の強い思いからであったことが考えられる。

しかしながら、病院建設についてはいろいろな状況に応じて協議を進めていかななくてはならないもので、当初から確たる計画で明確な合意をしていたのではなく、様々な状況の変化に基づき計画を変更することも余儀なくされる場合もあり、徳洲会が契約を締結する意思や可能性がないのにもかかわらず不当に交渉を継続するなど、違法に新病院計画を覆したという事実も認められず、今回の徳洲会の対応が杜撰であるとして批判の対象となり得るにしても、違法・不当とまでいうことができず、また、本市に何らかの具体的損害が生じているとまではいえない。

また、和泉市立病院管理運営業務に係る仕様書6(2)にある協力義務についても、全面的な協力についての訓示的な内容であって、本件建設計画を絶対に貫

徹する義務までを含有・想定しているものではなく、義務違反（債務不履行）があるとは認めがたい。

第4 結論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。

要望

和泉市立病院の新病院建設に対する要望

現在の和泉市立病院は北館が昭和38年に建設され、その後、東館、中央館、西館、南館と建設されている。病院の耐用年数は、その使用の激しさから30年から40年といわれているが、市立病院は南館を除き、ほとんどの建物がその耐用年数をはるかに超え、耐震面においても不安を持っている。

平成26年4月より、徳洲会に指定管理による運営を任せ、新病院建設についても、協力を得ているところである。今後においては、双方における意思疎通を密にし、協議が成立した合意事項については確認文書を取り交わすなど適切な対応を願う。

新病院については、長きに渡り市民の健康保持に必要な医療を提供し、多くの市民から愛され、信頼されることができるよう、市と徳洲会が議論を高め、可能な限り早期に建設されるよう要望するものである。